（帳簿の記載等）

第五十五条　法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　運搬確認証の番号及び交付年月日

八　［略］

２　［略］

第八章　登録試験機関

（試験結果の報告）

第八十九条　登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験又は第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十六による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

２　［略］

（帳簿の記載等）

第九十六条　法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者試験又は第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。

［一～四　略］

２　［略］

第九章　登録資格講習機関

（資格講習結果の報告）

第百一条　登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当該資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習又は第三種放射線取扱主任者講習の別に、別記様式第十九による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

２　［略］

（帳簿の記載等）

第百八条　法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習又は第三種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。

［一～五　略］

２　［略］

第十章　登録放射線取扱主任者定期講習機関

（登録の申請）

第百十一条　法第四十一条の三十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法に関する事項の概要を記載した書類

四　［略］

五　放射線取扱主任者定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（帳簿の記載等）

第五十五条　［同上］

［一～六　同上］

七　運搬確認証の番号

八　［同上］

２　［同上］

第八章　登録試験機関

（試験結果の報告）

第八十九条　登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十六による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

２　［同上］

（帳簿の記載等）

第九十六条　法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。

［一～四　同上］

２　［同上］

第九章　登録資格講習機関

（資格講習結果の報告）

第百一条　登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当該資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、別記様式第十九による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

２　［同上］

（帳簿の記載等）

第百八条　法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。

［一～五　同上］

２　［同上］

第十章　登録定期講習機関

（登録の申請）

第百十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　定期講習業務の実施方法に関する事項の概要を記載した書類

四　［同上］

五　定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類